

米国における意匠権 侵害の判断手法の変遷

会員 佐々木 真人



要 約

米国における意匠権侵害の判断は、1871年のGorham最高裁判決により確立された**通常**の**観察者テスト**により行われてきたが、この**通常**の**観察者テスト**は、1984年のLitton Systems判決に代表されるCAFC判決により2部構成の**新規なポイントテスト**に修正されることとなった。ところが2008年のEgyptian Goddess大合議判決により、**新規なポイントテスト**が廃止され、**通常**の**観察者テスト**により意匠権侵害を判断すべきであることが再確認された。ただし侵害判断の際には**先行意匠**を考慮すべきであることが明確化された。このEgyptian Goddess大合議判決の後にも複数の判決が下されているが、本稿では米国における意匠権侵害の判断手法の変遷を概観する。

目次

1. はじめに
2. 通常**の**観察者テストの確立
3. **新規な**ポイントテストの採用
4. Egyptian Goddess大合議判決
5. Egyptian Goddess大合議判決の後の米国意匠特許の侵害判断
6. まとめ

1. はじめに

米国における意匠権侵害の判断は**通常**の**観察者テスト**（ordinary observer test）と呼ばれる手法により行われてきた。この**通常**の**観察者テスト**は、1871年のGorham最高裁判決⁽¹⁾により確立されたといわれている。**通常**の**観察者テスト**では、**通常**の**観察者**の視点で、2つの意匠が実質的に同一であるといえるほど類似するか否かということを中心に侵害判断が行われる。ところが1984年のLitton Systems判決⁽²⁾に代表されるCAFC判決により、**通常**の**観察者テスト**に修正が加えられ、意匠権侵害の判断に2部構成の**新規なポイントテスト**（point of novelty test）が採用されることとなった。この**新規なポイントテスト**により意匠権侵害が成立するためには、被疑侵害意匠に対して、意匠特許と実質的に同一であるだけでなく、先行意匠から当該意匠特許を区別する**新規な意匠**の特徴を備えることが要求されることとなった。上記のLitton Systems判決が下されてから20年以上が経過した2008年にEgyptian Goddess大合議（大法廷）判決⁽³⁾が下された。このEgyptian Goddess大合議判決により**新規なポイントテスト**が廃止され、**通常**の**観察者テスト**が意匠権侵害の判断のための唯一のテストであることが再確認された。ただし侵害判断の際に**先行意匠**⁽⁴⁾を考慮すべきであることが明確化された。このように意匠権侵害の判断手法が時代と共に変化していることから、本稿では、意匠権侵害の判断手法が過去からどのように変遷して現状に至ったかを概観したい。

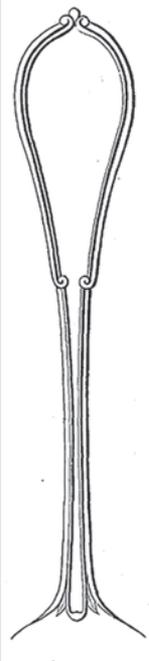
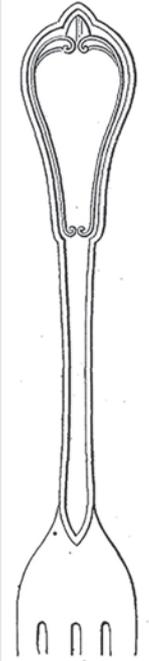
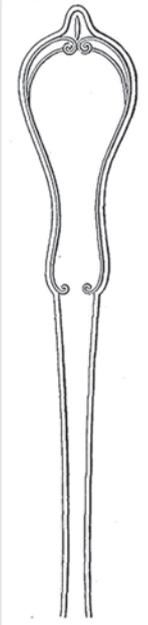
2. 通常**の**観察者テストの確立

上記のように**通常**の**観察者テスト**は1871年のGorham最高裁判決により確立されたといわれているが、ここではGorham最高裁判決の概要を紹介し、その後にGorham最高裁判決において示された「**通常**の**観察者テスト**」の内容を紹介する。

2. 1 Gorham 最高裁判決の概要

1861年7月、Gorhamは、テーブルスプーンとフォークの柄について意匠特許（以下「Gorham 意匠特許」という。）を取得した。その一方で1867年、Whiteは、フォークとスプーンの柄について意匠特許（以下「White 1867年意匠特許」という。）を取得し、1868年にはさらに別の意匠特許（以下「White 1868年意匠特許」という。）を取得した。これら3つの意匠特許を以下の表1に示す。

【表1】

Gorham 意匠特許	White 1867年意匠特許	White 1868年意匠特許
		

Whiteが、表1のWhite 1867年意匠特許やWhite 1868年意匠特許に係るスプーンとフォークを大量に製造販売したことで、Gorhamの利益が大きく損なわれたことから、Gorhamは、Whiteによる当該製造販売行為を差し止めるべく当時の下級裁判所（court below）に意匠権侵害訴訟を提起した。下級裁判所での主たる争点は、被告（White）が使用した意匠が、原告（Gorham）の意匠特許と実質的に同一であるため意匠権侵害に該当するか否かであった。本件では多くの証言がなされたが、下級裁判所は、これらの証言の内容をも踏まえて、発明に対する特許（以下「実用特許」という。）の侵害判断の際に適用される原則と同一の原則が意匠特許の侵害判断の際にも適用されなければならないと述べている。また実用特許の目的は実用性の向上であり、意匠特許の目的は視覚を通じた満足感の向上であることから、実用特許の侵害判断の際には実用性が考慮され、意匠特許の侵害判断の際には視覚を通じた同等の評価がなされるべきであることも述べられている。さらに実用特許と意匠特許の侵害判断には統一されたテストが必要であり、そのテストでは、実用特許の場合のように実質的な同一性が必要であることも述べられている。これらを踏まえて下級裁判所は、Gorham意匠特許と、White 1867年意匠特許及びWhite 1868年意匠特許に係る製品とが実質的に同一ではないと判断した。つまり、非侵害であると判断された。この判断は当時の巡回控訴裁判所（Circuit Court）においても支持されたことから、Gorhamは最高裁（Supreme Court of the United States）に上告した。

最高裁は、まず意匠特許の付与を認める法について、装飾的技術（decorative arts）の奨励を意図しており、物品（manufactured article）の外観の独創的な製造者に、その外観から生じる利益を一定期間認めることを提案していると述べている。また *McCrea v. Holdsworth*⁽⁵⁾ 事件における Hatherly 大法官（Lord Chancellor）の意見として、「2つの意匠が実質的に同一か否かを判断する際に、線、構成、又はモードにおける差異が考慮されるべきではないとはいえないが、その判断を支配する考慮事項は「結果として生じる効果（resultant effect）」である。」

ことが紹介されている。つまり意匠の同一性判断における重要な考慮事項は、意匠の装飾における詳細な部分における差異ではなく、意匠の効果における差異（any difference in the effect of the designs）であることが示されたといえる。次に最高裁は、外観の同一性又は視覚への影響の同一性が意匠の実質的同一性の主たるテストである場合、残る問題は専門家の視点（eye of an expert）で外観が実質同一であることが必須であるか否かであると述べている。ここで下級裁判所の見解であった「意匠特許のテストは「通常の観察者」の視点で行われるべきではない（the test of a patent for a design is not the eye of an ordinary observer.）」ことを取り上げ、最高裁はこの見解に同意できないと述べている。その理由として様々な例示を伴った説明がなされているが、要するに**通常の観察者**が意匠特許に係る製品であると誤解して購入するように誘導された場合を保護しなければ、**通常の観察者**よりも優れた観察眼を持つ専門家が誘導された場合を保護しただけでは、意図された法の目的が達成されないことを説示している。このような様々な検討を経て後述する**通常の観察者テスト**が最高裁によって示された。そしてこの**通常の観察者テスト**を適用した結果、White 1867年意匠特許や White 1868年意匠特許に基づくスプーンとフォークの製造販売行為が、Gorham 意匠特許に係る権利を侵害すると判断された。

2. 2 通常の観察者テスト

上記のように Gorham 最高裁判決において最高裁は、下級裁判所による意匠特許の侵害判断手法を否定し、新たな侵害判断手法である**通常の観察者テスト**を示したが、Gorham 最高裁判決において示された**通常の観察者テスト**は概ね次のとおりである。

「購入者が通常払うような注意を払う**通常の観察者**の視点において、2つの意匠が実質的に同一であり、その類似性のために**通常の観察者**が欺かれて、一方を他方であると勘違いして購入するように誘導するほどである場合、意匠特許が付与された一方（の意匠に係る権利）が、他方（の意匠）によって侵害されている（We hold, therefore, that if, in the eye of an ordinary observer, giving such attention as a purchaser usually gives, two designs are substantially the same, if the resemblance is such as to deceive such an observer, inducing him to purchase one supposing it to be the other, the first one patented is infringed by the other.）」

3. 新規なポイントテストの採用

従前の**通常の観察者テスト**では意匠権侵害を認定するのに不十分であると判断したことから、**新規なポイントテスト**を採用したといわれている有名な判決が Litton Systems 判決である。この Litton Systems 判決では従前の**通常の観察者テスト**が、2部構成の**新規なポイントテスト**に修正された。その結果、被疑侵害意匠に対して、対象となる意匠特許と実質的に同一であるだけでなく、先行意匠から当該意匠特許を区別する**新規な意匠的特徴**を備えることが要求されることとなった。ここでは Litton Systems 判決の概要と、意匠特許の侵害判断の際に先行意匠を考慮した1983年の Whitman Saddle 最高裁判決⁽⁶⁾の概要を説明した上で、Litton Systems 判決において示された**新規なポイントテスト**の内容を紹介する。

3. 1 Litton Systems 判決の概要

Litton Systems は、U.S. Patent No.3,843,859（以下「'859 実用特許」という。）と U.S. Design Patent No. D226,990（以下、「'990 意匠特許」という）を有していた。'859 実用特許は電子レンジのドアアセンブリに関するものであり、'990 意匠特許は電子レンジの外観に関するものであった。Whirlpool が1977年1月に卓上型電子レンジを一般向けに発売したところ、Litton は、Whirlpool の製品が'859 実用特許と'990 意匠特許を侵害すると判断し、連邦地裁（district court）に侵害訴訟を提起した。この侵害訴訟では、'859 実用特許と'990 意匠特許の有効性も争われ、いずれの特許も有効であると判断された。また連邦地裁は、Whirlpool の製品が双方の特許を侵害すると判断した。そこで、Whirlpool は CAFC（United States Court of Appeals for the Federal Circuit）に控訴した。

控訴審においても'859 実用特許と'990 意匠特許の有効性が争われたが、控訴審では、'859 実用特許が無効であると判断され、'990 意匠特許は有効であると判断された。'990 意匠特許の侵害については、まず Gorham 最高裁判決が

引用され、上述の通常の観察者テストが紹介されている。その後、幾つかの判例を引用しながら新規なポイントテストに対応する内容が述べられている。新規なポイントテストについては後述する。ここで以下の表2に、'990意匠特許と Whirlpool 製品（被疑侵害品）と主な先行意匠を示す。

【表2】

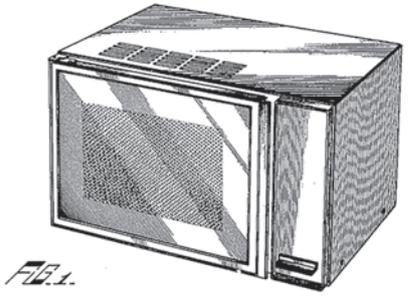
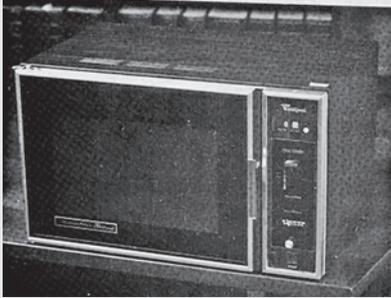
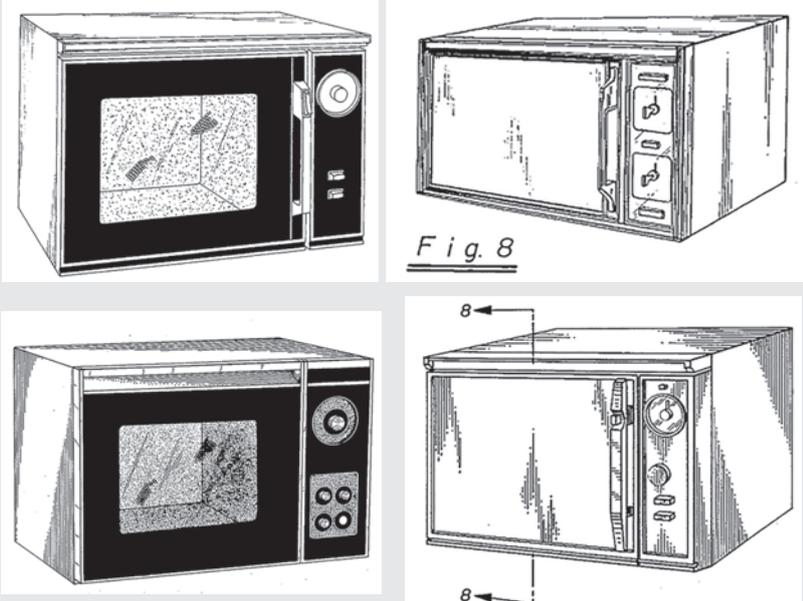
'990 意匠特許	Whirlpool 製品
	
先行意匠	
	

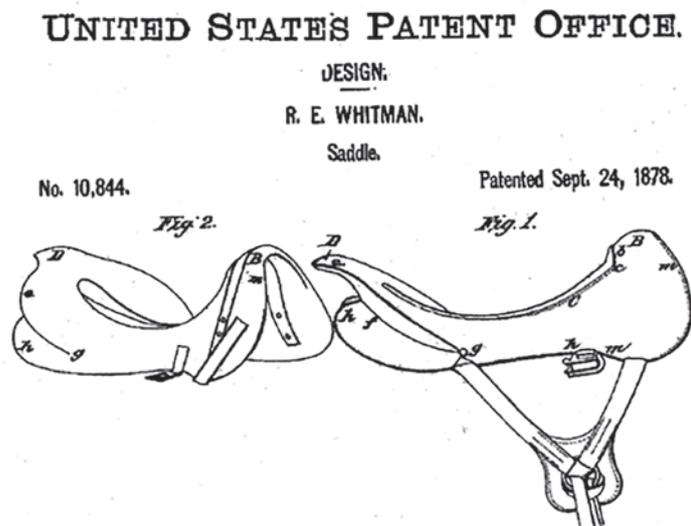
表2に示される先行意匠を踏まえて、CAFCは、'990意匠特許における新規なポイントを認定した。具体的には、'990意匠特許における新規なポイントとして、3つのストライプドアフレーム（three-stripe door frame）と、ハンドルのないドア（a door without a handle）と、コントロールパネルのラッチリリースレバー（latch release lever on the control panel）との組合せが認定された。しかし、これらの構成を Whirlpool 製品が備えていなかったことから、Whirlpool 製品は'990意匠特許を侵害しないと判断された。このように判断した理由として、CAFCは、Applied Arts 判決⁽⁷⁾を引用しながら「意匠特許（'990意匠特許）と被疑侵害品の意匠との間には、先行意匠を考慮しなければ重要であると考えられる類似性はあるものの、そのような共通の外観による類似性は、意匠特許と被疑侵害品の意匠との間と、意匠特許と先行意匠との間で同程度であっても大きいものではない（In this case, however, “while there is some similarity between the patented and alleged infringing designs, which without consideration of the prior art might seem important, yet such similarity as is due to common external configuration is no greater, if as great, between the patented and challenged designs as between the former and the designs of the prior art.”）」と説示している。また本件のように、同じタイプの機器の意匠に関する先行意匠が多数ある分野では、均等物の範囲（range of equivalents）を非常に狭く解釈する必要があり、'990意匠特許の保護の範囲は、ハンドルのないドアの周囲の3つのストライプによる効果と、コントロールパネルのラッチリリース

レバーという狭い範囲に限定されるべきであるとも説示されている。

3. 2 Whitman Saddle 最高裁判決

新規なポイントテストに関する Litton Systems 判決における判示内容を紹介する前に、1893年の Whitman Saddle 最高裁判決の概要を説明する。この事件では Smith が、サドルに関する意匠特許 (a patent for a design for saddles No.10,844: 以下「844 意匠特許」という。) の侵害を理由として、Whitman Saddle らに対し侵害訴訟を提起した。この侵害訴訟において、844 意匠特許の自明性と侵害の成否が判断された。ここでは最高裁による侵害判断のみを取り上げる。844 意匠特許は、2つの先行意匠 (Grander saddle の前側部分と Jenifer saddle の後側部分 (candle)) の単純な組合せといえるものであり、また様々なタイプのサドルも先行意匠として存在していたが、844 意匠特許に係るサドルの後部における急峻な下降形状 (the sharp drop of the pommel at the rear) は先行意匠に見られない新規な構成であった。そこで、この下降形状が844 意匠特許の重要な特徴であると最高裁は認定した。ところが Whitman Saddle のサドル (被疑侵害品) が、このような下降形状を備えていなかったため、非侵害であると判断された。つまり最高裁は、先行意匠を考慮して、844 意匠特許において先行意匠にない構成が新規で重要な構成であると認定し、この新規で重要な構成を被疑侵害品が備えていないので非侵害であると判断した。

このように先行意匠を考慮して侵害判断がなされたことから、「新規なポイントテスト」に関する論文において Whitman Saddle 最高裁判決について言及したものが存在していた⁽⁸⁾が、後述する Egyptian Goddess 大合議判決では、Whitman Saddle 最高裁判決について「最高裁が、意匠特許の侵害判断の際に、個別のテストとして「新規なポイントテスト」を採用しなかった (A close reading of Whitman Saddle and subsequent authorities indicates that the Supreme Court did not adopt a separate point of novelty test for design patent infringement cases.)」と分析されている。



3. 3 新規なポイントテスト

Litton Systems 判決では、新規なポイントテストについて、新規なポイントアプローチと表現されている。このアプローチについて CAFC は、Sears, Roebuck 判決⁽⁹⁾や Horwitt 判決⁽¹⁰⁾を引用しながら、「意匠特許が侵害されているといえるためには、2つの物品が類似していたとしても、その被疑侵害デバイスが、(意匠)特許が付与されたデバイスにおいて先行意匠と区別される新規な構成を備えていなければならない (For a design patent to be infringed, however, no matter how similar two items look, “the accused device must appropriate the novelty in the patented device which distinguishes it from the prior art.”)」と説示している。なお CAFC は、Medtronic 判決⁽¹¹⁾を引用しながら、「このような「新規なポイントアプローチ」は侵害判断についてのみ適用される (This “point of novelty” approach applies only to a determination of infringement.)」とも述べている。また Litton Systems 判決では、Carman Industries 判決⁽¹²⁾や Gulack 判決⁽¹³⁾を引用しながら、他の状況では新規なポイントア

アプローチを CAFC が避けてきたことにも言及されている。

他方、後述する Egyptian Goddess 大合議判決によれば、上述の Sears, Roebuck 判決が新規なポイントテストの起源となる判決であると説明されている。この Sears, Roebuck 事件において裁判所は、意匠特許の侵害判断のためのテストについて、主に2つの意匠の外観が実質的に同一であるか否かによるが、このテストの適用にあたって2つの考慮事項があることを判示した。ここでいう2つの考慮事項は、(1) 外観の同一性又は全体としての意匠的効果の同一性のために、通常の購入者が、一方を他方であると勘違いして購入するように欺きまた誘導するほどのものでなければならない (the identity of appearance, or sameness of effect as a whole upon the eye of an ordinary purchaser must be such as to deceive him, inducing him to purchase one, supposing it to be the other) ことと、(2) 被疑侵害デバイスが、(意匠) 特許が付与されたデバイスにおいて先行意匠と区別される新規な構成を備えていなければならないことである。この2番目の考慮事項(2)が、意匠特許の侵害判断の際の考慮事項として追加されたこととなる。Litton Systems 判決では、この2番目の考慮事項を上述のように新規なポイントアプローチと呼び、これが意匠特許の侵害判断のためのテストにおける2番目の部分として採用されることとなった。

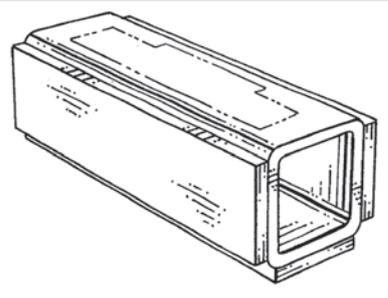
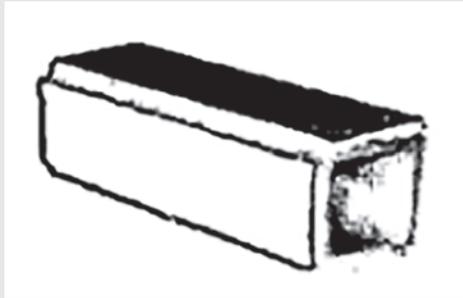
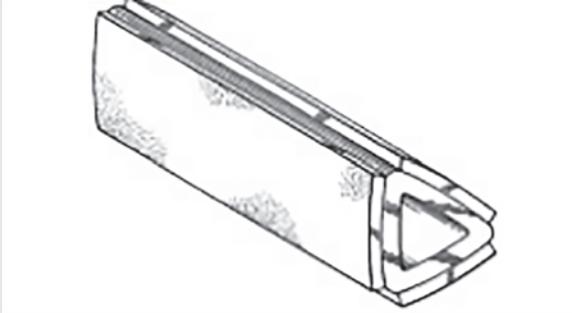
4. Egyptian Goddess 大合議判決

通常の観察者テストが修正されて新規なポイントテストが採用された後、この新規なポイントテストによって意匠権の侵害判断がなされていたが、2008年に Egyptian Goddess 大合議判決が下され、意匠権侵害の判断手法が見直された。そこで、Egyptian Goddess 大合議判決の概要と、当該判決による見直し後の意匠権侵害の判断手法を概観する。

4. 1 連邦地裁の判断

Egyptian Goddess は、爪磨き (nail buffer) に関する U.S. Design Patent No.D467,389 (以下「'389 意匠特許」という。) についての権利者であったところ、Swisa らが爪磨きに関する被疑侵害品を実施したので、連邦地裁に侵害訴訟を提起した。以下の表3に、'389 意匠特許と被疑侵害品と主な先行意匠を示す。なお、表3では不鮮明であるが、被疑侵害品では、4つの側面の全ての表面上にパッドが形成されている。

【表3】

'389 意匠特許	被疑侵害品
	
先行意匠	
 <p data-bbox="363 2040 499 2069" style="text-align: center;">Falley 爪磨き</p>	 <p data-bbox="1029 2040 1190 2069" style="text-align: center;">Nailco 先行意匠</p>

侵害判断に際し連邦地裁は、Goodyear Tire Rubber 判決⁽¹⁴⁾を引用しながら「原告は、(1) 被疑侵害品が「通常の観察者テスト」の基準でクレーム意匠と「実質的に類似 (substantially similar)」していること、及び (2) 被疑侵害品が、意匠特許を先行意匠と区別する新規なポイントと実質的に同一の構成を備えていることの双方を立証しなければならない。」と述べた上で、被疑侵害品は、爪磨きの4番目の露出した側面という'389意匠特許の新規なポイントを備えていないと認定した。この新規なポイントを認定する際に連邦地裁は、表3に示される Nailco 先行意匠 (U.S. Design Patent No.D416,648) を引用しながら、Nailco 先行意匠にない要素として、パッドのない4番目の側面を追加したことと、正三角形の断面を正方形に変更したことを認定している。上記を踏まえて連邦地裁は、Swisa の被疑侵害品には'389意匠特許の新規なポイントである「パッドのない4番目の側面」が含まれていないため、非侵害であると結論付けた。

4. 2 CAFC パネルの判断

連邦地裁が非侵害であると判断したので、Egyptian Goddess は CAFC に控訴したが、CAFC パネルは連邦地裁の判断を支持した (*Egyptian Goddess, Inc. v. Swisa, Inc.*, 498 F.3d 1354 (Fed. Cir. 2007))。その理由として CAFC パネルは、「意匠特許の新規なポイントは単一の新規な意匠の要素又は先行意匠において個別に知られている要素の組合せのいずれかであり得るが、先行意匠において個別に知られている要素の組合せが新規なポイントを構成するには、その組合せが先行意匠に対して重要な進歩 (nontrivial advance) となるものでなければならない。」と述べた上で、Egyptian Goddess が主張する新規なポイントは、'389意匠特許の4つの意匠要素の組合せであるが、先行意匠に対して重要な進歩を構成するとはいえないと判示した。

4. 3 CAFC 大合議の判断

上記のように CAFC パネルが判断したことから、Egyptian Goddess は、パネルによる再審理 (panel rehearing) 及び CAFC 大合議による再審理 (rehearing en banc) を請求した。この請求に対し CAFC は、2007年11月に CAFC 大合議による再審理を認めた。再審理を行うに際し、CAFC は、両当事者に次の表4に示すような質問をしている。

【表4】

質問1	新規なポイントテストを意匠特許の侵害判断のためのテストとして使用し続けるべきか (whether the “point of novelty” test should continue to be used as a test for infringement of a design patent;)。
質問2	特定の意匠的特徴が新規なポイントとしての適格性を有するか否かを決定する手段として重要な進歩テストを採用すべきか (whether the court should adopt the “nontrivial advance test” as a means of determining whether a particular design feature qualifies as a point of novelty)。
質問3	特に複数の構成において先行意匠と異なる場合に新規なポイントテストをどのように適用すべきか (how the point of novelty test should be administered, particularly when numerous features of the design differ from certain prior art designs;)。
質問4	連邦地裁は意匠特許の事件において正式なクレーム解釈を行うべきか (whether district courts should perform formal claim construction in design patent cases;)。

上記の質問事項に対する両当事者の主張を踏まえた上で CAFC 大合議は、前述の Gorham 最高裁判決において示された通常の観察者テストの内容を再確認し、通常の観察者テストが意匠特許の侵害判断の基準として認められてきたと述べている。

(1) 新規なポイントテストについて

通常の観察者テストに言及する前に CAFC 大合議は、前述の Litton Systems 事件に端を発する一連の訴訟において、当時の CAFC が「通常の観察者テスト」による類似性の立証だけでは不十分であると判断したことから、新規なポイントテストが採用されたと述べている。これに関連して「意匠権が侵害されているとみなされるためには、被疑侵害意匠がクレーム意匠の新規な構成を備えている必要がある (Rather, the court has stated that the

accused design must also appropriate the novelty of the claimed design in order to be deemed infringing.)」と説示されたことが紹介されている⁽¹⁵⁾。また Bernhardt 判決⁽¹⁶⁾、Contessa Food Prods. 判決⁽¹⁷⁾、Unidynamics 判決⁽¹⁸⁾、Oakley 判決⁽¹⁹⁾、Avia Group 判決⁽²⁰⁾を引用しながら「Litton Systems 判決の後に判断が示された複数の訴訟において、意匠特許の侵害判断の際に「通常の観察者」の視点と、クレーム意匠の特定の新規な構成の両方を考慮する必要がある。」と判示されたことも紹介されている。

このような従前の CAFC の判例法について CAFC 大合議は、**新規なポイントテスト**が個別のテストであったか否かは明確ではないと述べている。この点について CAFC 大合議は、L.A. Gear 判決⁽²¹⁾や Shelcore 判決⁽²²⁾を引用しながら「Litton Systems 判決の直後の事件では、**通常の観察者テスト**と**新規なポイントテスト**とが結合された (conjunctive) テストであると CAFC が述べていた。」ことを紹介している。また前述の Unidynamics 判決及び Contessa Food Prods. 判決と共に Sun Hill Indus. 判決⁽²³⁾を引用しながら CAFC 大合議は、「CAFC が、**通常の観察者テスト**と**新規なポイントテスト**とを2つの異なるテストであると述べ、これらのテストを統合 (merger) したことが法的に誤りであると認めたのは最近になってからのことである。」ことも紹介している。

つまり CAFC 大合議は、過去の CAFC 判決において、**通常の観察者テスト**と**新規なポイントテスト**とが結合されたテストであることや、これらの統合が誤りであることは認めていたが、**通常の観察者テスト**と**新規なポイントテスト**とが個別のテストであるか否かは明示されていないとの見解を表明している。

(2) 「新規なポイントテスト」の問題

次に CAFC 大合議により**新規なポイントテスト**の問題が指摘されている。具体的には、クレーム意匠が**新規なポイント**であると考えられる複数の構成を備える場合、又は問題となる複数の先行意匠が存在し、クレーム意匠が1つ以上の先行意匠に含まれる複数の構成の組合せからなる場合に、**新規なポイントテスト**の適用が困難となることが指摘されている。特に Compare Lawman Armor 判決⁽²⁴⁾を引用しながら「複数の構成と複数の先行意匠が関係する状況において**新規なポイントテスト**を適用した場合に、複数の構成の組合せ又は意匠の全体的な外観のいずれがクレーム意匠の**新規なポイント**を構成することができるかについて CAFC において見解の相違が生じた。」ことが指摘されている (表4の質問3に関連)。このような**新規なポイントテスト**を取り巻く問題に鑑み、CAFC 大合議により**新規なポイントテスト**の位置付け (place of the point of novelty test) が再検討されることとなった。

(3) Whitman Saddle 最高裁判決における判示内容の確認

ここで CAFC 大合議は、前述の Whitman Saddle 最高裁判決を取り上げ、最高裁が意匠特許の侵害事件のために個別のテストとして「**新規なポイントテスト**」を採用しなかったと述べている。CAFC 大合議は、「意匠特許侵害の立証のための第2の独立した要件としての**新規なポイントテスト**が、Gorham 最高裁判決において示された**通常の観察者テスト**と矛盾しており、Whitman Saddle 最高裁判決や他の先例によって義務付けられたものでもなく、かつ意匠特許に係る権利に基づく過度に広範な主張 (unduly broad assertions of design patent rights) に対して保護するために必要なものではない。」とも述べている。さらに CAFC 大合議は Whitman Saddle 最高裁判決について詳細に検討し、「最高裁が侵害判断のための個別の**新規なポイントテスト**を策定することを示唆していなかった (Nothing in the Court's opinion suggested that it was fashioning a separate point of novelty test for infringement.)」ことに言及した上で、Whitman Saddle 最高裁判決において最高裁が、「先行意匠と意匠特許の類似性に照らして、被疑侵害意匠には、先行意匠よりも意匠特許に類似していると考えられる特徴が含まれていないから、被疑侵害意匠が意匠特許を侵害するものではないと判断した。」ことも述べている。

(4) Gorham 最高裁判決による通常の観察者テストについての分析

上記のように Whitman Saddle 最高裁判決について検討した後に、CAFC 大合議は、この Whitman Saddle 最高裁判決の後に下された複数の判決において、Gorham 最高裁判決による**通常の観察者テスト**に関して、Whitman Saddle 最高裁判決で示された原則 (principle) を適用した解釈がなされたことを紹介している。そして先行意匠

に照らして意匠特許と被疑侵害品に係る意匠を比較することによって**通常の観察者**の視点を把握することができ、その結果、被疑侵害品に係る意匠が、意匠特許において特許性があるといえるもの（inventiveness）を備えていたか否かを、事実認定者が判断することができると述べている。また Bevin Brothers Manufacturing 判決⁽²⁵⁾や Zidell 判決⁽²⁶⁾を引用しながら CAFC 大合議は、「これらの2つの判決において、Whitman Saddle 最高裁判決における最高裁の分析に光が当てられ、先行意匠に照らして**通常の観察者テスト**を適用すること（the application of the ordinary observer test in light of the prior art）が説示された。」ことに言及している。

次に CAFC 大合議は、**通常の観察者**について説明している。具体的には、Applied Arts 判決⁽²⁷⁾を引用しながら「Gorham テスト（**通常の観察者テスト**）における**通常の観察者**が、被疑侵害品（Applied Arts 事件では灰皿やシガーライター）を見たことがない者ではなく、専門家とまではいわないものの、そのような物品にある程度精通している者であり、先行意匠における類似物品に照らして意匠特許と侵害を主張された物品の意匠との類似性を評価することができる者である。」と説示している。そして上記の Applied Arts 判決において、裁判所が「意匠特許と被疑侵害品の意匠との間には、先行意匠を考慮しなければ重要であると考えられる類似性はあるものの、そのような共通の外観による類似性は、意匠特許と被疑侵害品の意匠との間と、意匠特許と先行意匠との間とで同程度であっても大きいものではない。」と判示したことが紹介されている。この Applied Arts 判決は、前述の Sears, Roebuck 判決においても引用されている。

ここで CAFC 大合議は、再び前述の Litton Systems 判決に言及し、Litton Systems 判決において、上述の Applied Arts 判決を引用しながら被疑侵害品に係る意匠と意匠特許との類似性の程度を、先行意匠に照らして評価すべきであると述べたことが重要であると説示している。また CAFC 大合議は、**新規なポイントテスト**があくまで**通常の観察者テスト**とは区別される（separate from the ordinary observer test）テストであって、Litton Systems 判決及びこれに依拠する先例では、**通常の観察者**が被疑侵害品に係る意匠と意匠特許との差異を、先行意匠との関連で（in the context of the prior art）観察する**通常の観察者テスト**の1つのバージョンを適用しているものと解釈することができると述べている。この観点で CAFC 大合議は、Whitman Saddle 最高裁判決をはじめとする前述の複数の判決（Bevin Brothers Manufacturing 判決、Zidell 判決、Applied Arts 判決、及び Sears, Roebuck 判決等）における意匠特許の侵害判断を分析し、同様の分析がなされていると判断している。そして先行意匠を参酌しながら**通常の観察者テスト**を適用することで、**新規なポイントテスト**の適用によって生じる問題の一部を回避することができることも述べられている。また CAFC 大合議は、**新規なポイントテスト**の目的が先行意匠と異なる特徴に焦点を当てることであるので、先行意匠に精通した観察者の視点で（through the eyes of an observer familiar with the prior art）**通常の観察者テスト**を適用することにより、その目的を達成できるとも述べている。先行意匠を考慮しながら**通常の観察者テスト**を適用することによって、意匠特許と被疑侵害品に係る意匠との差異が意匠全体に及ぼす影響に応じて両意匠の差異が評価されることが期待されている。このような先行意匠の考慮は、個別のテストとしてではなく、**通常の観察者テスト**の一部として実施されるべきであるとも述べられている。

以上の分析に基づいて CAFC 大合議は、意匠特許の侵害判断の際に**新規なポイントテスト**を採用すべきではないと結論付けている（表4の質問1に対応）。これに伴い CAFC 大合議は、**新規なポイントテスト**を改良（refinement）した**重要な進歩テスト**も採用すべきではなく（表4の質問2に対応）、これらの代わりに**通常の観察者テスト**が意匠特許の侵害判断のための唯一のテストであると結論付けている。

（5） 事実審裁判所がクレーム解釈を行うべきか否か

次に、意匠特許の侵害において事実審裁判所（trial court）がクレーム解釈を行うべきか否かについて検討されている。まず CAFC 大合議は、Elmer 判決⁽²⁸⁾を引用しながら「実用特許の事件と同様に、意匠特許の事件においても事実審裁判所がクレーム解釈を行う義務があると判示したが、クレーム解釈の形式について規定したわけではないと述べている。そしてクレーム解釈の形式については事実審裁判所の裁量に委ねられるが、意匠特許についての詳細な言葉による説明までは必要ないと説示されている（表4の質問4に対応）。つまり意匠特許の侵害におい

てもクレーム解釈は行うべきではあるが、詳細な言葉による説明までは要求されていないものと解される。

(6) 先行意匠を考慮した「通常の観察者テスト」による侵害判断

以上のように意匠特許の侵害判断手法について詳細な検討を行った後に CAFC 大合議は、先行意匠を考慮した**通常の観察者テスト**を採用し、当該テストにより被疑侵害品が'389 意匠特許を侵害するか否かを判断している。まず CAFC 大合議は、被疑侵害品と'389 意匠特許の差異点として、被疑侵害品では4つの側面の全てに隆起した研磨パッド (buffing pads) が装着されているのに対し、'389 意匠特許では3つの側面にのみ研磨パッドが装着されていることを認定している。次に、表3に示される先行意匠を参酌し、Falley の爪磨きは、長方形の断面形状を有し、その長方形断面の本体の全ての側面に対して隆起した磨き部 (パッド) が装着され、Nailco の先行意匠は、三角形で中空の断面形状を有し、隆起した磨き部がその三角形断面の本体の3つの側面の全てに装着されていると認定している。このように各意匠を認定した後に CAFC 大合議は、被疑侵害品と'389 意匠特許に係る爪磨きとが同一であるといえるか否かを判断している。その判断の際に、「先行意匠である Falley や Nailco の意匠に精通した**通常の観察者**が、被疑侵害品と'389 意匠特許に係る爪磨きとが同一であると欺かれる (deceived) か否かが問題となる。」と述べている。そして CAFC 大合議は、先行意匠に係る爪磨きと被疑侵害品との類似性に鑑み、合理的な事実認定者は、被疑侵害品と'389 意匠特許に係る爪磨きとが同一であるとは思わないであろうと判断した。

4. 4 CAFC 大合議による意匠権侵害判断手法のまとめ

上述のように Egyptian Goddess 大合議判決において CAFC 大合議は、従前の**新規なポイントテスト**を意匠特許の侵害判断の際に採用すべきではなく、あくまで Gorham 最高裁判決において示された**通常の観察者テスト**により意匠権侵害を判断すべきであると判示した。ただし、侵害判断の際に先行意匠が存在する場合には、その先行意匠が考慮されることとなる。この先行意匠の考慮は、**新規なポイントテスト**のように個別のテストとして行うべきではなく、あくまで**通常の観察者テスト**の一部として先行意匠を考慮すべきであることが明確にされた。Gorham 最高裁判決において最高裁が示した**通常の観察者テスト**では、積極的に先行意匠を考慮すべきことまでは明示されていなかったが、CAFC 大合議による**通常の観察者テスト**では、先行意匠を考慮すべきであることに積極的に言及されている。このことから、CAFC 大合議による**通常の観察者テスト**は、先行意匠を踏まえた**通常の観察者テスト**であると解釈することも可能であろう。

5. Egyptian Goddess 大合議判決の後の米国意匠特許の侵害判断

Egyptian Goddess 大合議判決において意匠特許の侵害判断手法が見直された後に幾つかの CAFC 判決が下された。そこで、これらの CAFC 判決の中の幾つかの判決を紹介し、その中でどのように意匠特許の侵害判断がなされたかを概観する。

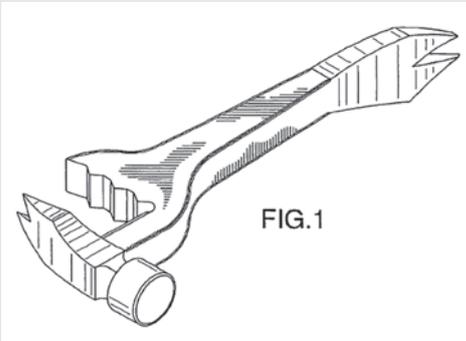
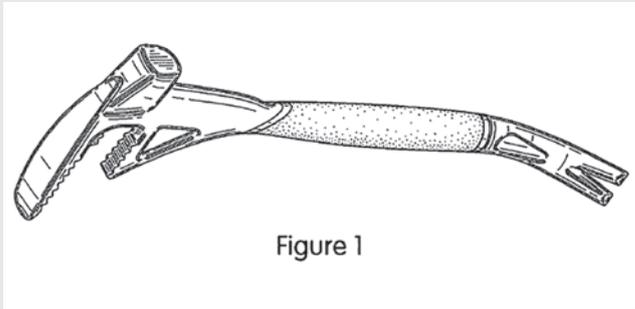
5. 1 Richardson 判決⁽²⁹⁾

2010 年の Richardson 判決では、Egyptian Goddess 大合議判決が引用され、意匠特許の侵害判断手法として**通常の観察者テスト**が唯一のテストであり、被疑侵害品が意匠特許と同一のものであると先行意匠に精通した**通常の観察者**が欺かれてしまうことを意匠特許の権利者が立証しなければならないことが説示されている。また Cross 判決⁽³⁰⁾を引用しながら「クレーム意匠と被疑侵害品の意匠との双方に全体的な装飾効果 (overall ornamental effects) が含まれており、それによって市場の混乱 (market confusion) を引き起こすこととなると結論付けられた。」こと、Amini Innovation 判決⁽³¹⁾を引用しながら「**通常の観察者テスト**は、意匠特許に複数の機能要素が組み込まれている場合にも適用される。」ことが述べられている。

本件において連邦地裁は、先行意匠に精通している**通常の観察者**の視点で被疑侵害品の全体的な視覚効果 (overall visual effect) が意匠特許 (U.S. Design Patent No.D507,167、以下「'167 意匠特許」という。) とは大幅に異なると結論付けた。意匠特許の侵害を判断するにあたり連邦地裁は、**通常の観察者**が被疑侵害品について意匠特

許と同一のものであると誤解するか否かに焦点を当てたが、CAFCは、連邦地裁のアプローチに誤りはないと判断した。なお表5に、'167意匠特許と被疑侵害品の意匠とを示す。

【表5】

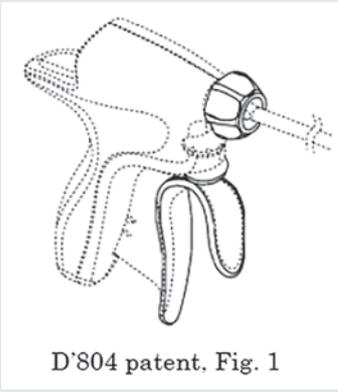
'167 意匠特許	被疑侵害品
 <p>FIG. 1</p>	 <p>Figure 1</p>

5. 2 Ethicon Endo-Surgery 判決⁽³²⁾

2015年のEthicon Endo-Surgery判決では、意匠特許（U.S. Design Patent Nos. D661,801～D661,804、以下これらを総称して「'801-'804意匠特許」という。）の有効性も争われていた。連邦地裁は、'801-'804意匠特許が全て機能によって特定（dictated by function）されているので無効であると結論付けた。具体的には連邦地裁は、PHG Technologies判決⁽³³⁾を引用しながら「Ethicon Endo-Surgeryの'801-'804意匠特許が機能によって特定されていると認定し、また前述のRichardson判決に鑑み、U字形のトリガー（trigger）、トルクノブ（torque knob）、起動ボタン（activation button）といった各部のデザインが除外されなければならないので結果的に意匠特許の保護範囲が存在しないこととなり、したがって被疑侵害品が'801-'804意匠特許を侵害するという事態が生じえないと判断した。さらに連邦地裁は、機能的要素が考慮されなかったとしても、Egyptian Goddess大合議判決により示された通常の観察者テストにより被疑侵害品が'801-'804意匠特許を侵害することにはならないと判断した。

CAFCは、まず連邦地裁によるクレーム解釈について検討した。つまり「'801-'804意匠特許の保護範囲が存在しない。」という連邦地裁の判断について検討し、'801-'804意匠特許の特定の装飾的要素を考慮に入れていないので、連邦地裁によるクレーム解釈が妥当ではないと判断した。具体的には、トリガーが湾曲形状を有し、トルクノブが平坦なフロント形状を有し、起動ボタンが湾曲形状を有するという事実を連邦地裁が無視したことをCAFCは指摘し、「'801-'804意匠特許の保護範囲が存在しない。」という連邦地裁のクレーム解釈を取り消した。このように連邦地裁によるクレーム解釈は妥当ではなかったが、連邦地裁は上述のU字形のトリガー等の装飾的な側面を維持した侵害分析も行っていた。この侵害分析についてはCAFCは妥当であると判断した。ここでCAFCは、Egyptian Goddess大合議判決を引用しながら「購入者が通常払うような注意を払う通常の観察者の視点において、2つの意匠が実質的に同一であり、その類似性のために通常の観察者が欺かれて、一方を他方であると勘違いして購入するように誘導するほどである場合、意匠特許が付与された一方（の意匠に係る権利）が、他方（の意匠）によって侵害されている。」と述べている。またCAFCは、「本件のように、クレーム意匠に複数の要素が含まれる場合、事実認定者は、装飾的特徴を分離した類似性ではなく、意匠全体における類似性を比較することによって、通常の観察者テストを適用しなければならない。」ことも述べている。CAFCは、このように述べた上で'801-'804意匠特許と被疑侵害品に係る意匠とを対比し、一般的な概念レベル（general conceptual level）で機能的側面を除外した後の全体的な装飾的特徴を考慮しても、両意匠が明らかに異なっていると判断した。その結果、非侵害であるという連邦地裁の判断がCAFCにより支持された。表6には、'801-'804意匠特許を代表してD661,804に係る'804意匠特許と、被疑侵害品とを示している。

【表6】

'804 意匠特許	被疑侵害品
 <p data-bbox="308 600 544 629">D'804 patent, Fig. 1</p>	 <p data-bbox="938 607 1278 636">Covidien's accused product</p>

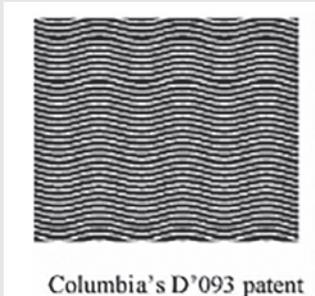
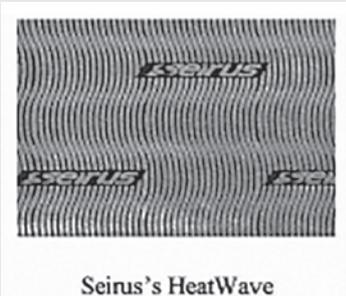
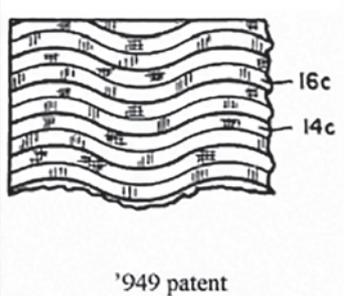
5. 3 Columbia Sportswear 判決⁽³⁴⁾

2023年のColumbia Sportswear判決は、連邦地裁への差戻し審の控訴審判決である。Columbia Sportswearは熱反射材（Heat Reflective Material）に関する意匠特許（U.S. Design Patent No.D657,093、以下「'093意匠特許」という。）を有しており、Seirusによる被疑侵害品（HeatWave）が'093意匠特許を侵害するとして連邦地裁に侵害訴訟を提起した。この訴訟において連邦地裁は、意匠権侵害を認める略式判決（summary judgment）をした⁽³⁵⁾。表7に示すように、被疑侵害品には“Seirus”のロゴが付されていたが、連邦地裁は侵害分析において“Seirus”のロゴを無視した。Seirusは非侵害の立場を裏付けるために3つの先行特許（U.S. Patent Nos. 2,539,690、1,515,792、5,626,949）を提出したところ、連邦地裁は比較対象の先行技術としてU.S. Patent No.5,626,949（以下「Blauer先行特許」という。）を選択した。しかし連邦地裁は、被疑侵害品の波模様が、Blauer先行特許よりも'093意匠特許に近いと認定し、'093意匠特許と被疑侵害品の意匠との全体的な視覚効果がほぼ同一（nearly identical）であると判断した。その結果、上記のように意匠権侵害を認めた。そこで、SeirusはCAFCに控訴した（第1控訴）。第1控訴の審理においてCAFCは、略式判決を取り消し、連邦地裁が次の2つの点で誤っていると判示した。第1の誤りは、連邦地裁が侵害分析において“Seirus”のロゴの影響を考慮することを不当に拒否したことであった。この点についてCAFCは、**装飾的なロゴ（ornamental logo）**を差異点として考慮することを先例は禁止していないと述べている。第2の誤りは、連邦地裁が陪審に委ねるべきであった事実上の争点をいくつか解決していたことであった。第1控訴において略式判決が取り消されたので、本件は連邦地裁に差し戻され、連邦地裁においてさらに審理されることとなった。差戻し審における侵害判断は陪審によりなされ、陪審は非侵害の評決を下した。そこで連邦地裁は、Seirusに有利な判決を下した。この連邦地裁の判決に対しColumbia Sportswearは再びCAFCに控訴した（第2控訴）。

第2控訴の審理においてCAFCは、(1) 第1控訴による再訴遮断効（preclusive effects）に関する当事者の主張、(2) Columbia Sportswearによる比較対象となる先行意匠や“Seirus”のロゴについての陪審説示（jury Instructions）、(3) Seirusによる損害賠償に関するクロスアピール（cross-appeal）の問題を取り上げた。まず(1) 再訴遮断効について、CAFCは両当事者の主張を却下した。次に(2) Columbia Sportswearによる比較対象となる先行意匠に関する陪審説示について、CAFCは、まずEgyptian Goddess大合議判決を引用し、**通常の観察者テスト**が意匠権侵害判断の唯一のテストであるが、先行意匠の役割は維持し、先行意匠を参酌しながら**通常の観察者テスト**を適用すべきであることを確認している。そして意匠特許の侵害分析に使用可能な比較対象としての先行意匠の適切な範囲に関する問題についてCAFCで扱う初めての問題であることを認めた上で、CAFCは、意匠特許クレームの範囲がクレームで特定された物品（ここでは熱反射材。）に限定されることから、比較対象としての先行意匠の範囲も同様に限定されるべきであるというColumbia Sportswearの主張に同意した。つまりCAFCは、「比較対象としての先行意匠として適格性を有するためには、その先行意匠がクレームで特定された物品に適用されている必要がある。」ことを判示した。“Seirus”のロゴに関してCAFCは、意匠権侵害の場合、商標権侵害

の場合とは異なる手法で“Seirus”のロゴが分析されることを説示し、L.A. Gear 判決⁽³⁶⁾を引用しながら「意匠権侵害では出所に関する消費者による混同は考慮されないで、そのような侵害は(“Seirus”というロゴを)表示することによって回避されるわけではない。」と述べている。またCAFCは、「ロゴは意匠権侵害に全く無関係であるというわけではなく(hardly irrelevant)、事実認定者が、装飾的なロゴやその配置及び外観を、クレーム意匠と被疑侵害品に係る意匠との間の潜在的な差異点の1つとして考慮することを先例が禁じているわけではない。」こと、「被疑侵害者の名称が含まれているという理由だけで、被疑侵害意匠における当該要素を完全に無視することは不適切である。」ことも述べている。これらを踏まえてCAFCは、Braun 判決⁽³⁷⁾を引用しながら「消費者が被疑侵害品の出所について混同しないということだけでは、クレーム意匠と被疑侵害品に係る意匠とが意匠権侵害を構成するほど類似していると通常の観察者がみなすことは妨げられない。」と整理している。次に(3) Seirusによる損害賠償に関するクロスアピールについては、侵害であるとの判断をしなかったもので、この問題に到達していないと説示している。以上を踏まえてCAFCは、連邦地裁による非侵害の判決を取り消し、事件を連邦地裁に差し戻した。

【表7】

'093 意匠特許	被疑侵害品
 <p data-bbox="363 1088 624 1115">Columbia's D'093 patent</p>	 <p data-bbox="1059 1088 1257 1115">Seirus's HeatWave</p>
<p>先行意匠 (Blauer 先行特許)</p>	
 <p data-bbox="759 1458 874 1485">'949 patent</p>	

6. まとめ

米国における意匠権侵害の判断は、1871年のGorham最高裁判決により確立された**通常の観察者テスト**により行われていたが、1984年のLitton Systems判決に代表されるCAFC判決により、**通常の観察者テスト**が2部構成の**新規なポイントテスト**に修正された。この**新規なポイントテスト**により、意匠権侵害の判断の際に「被疑侵害デバイスが、先行意匠と区別される意匠特許に係るデバイスの新規な構成を備えていなければならない。」という考慮事項が追加されることとなった。ところが2008年のEgyptian Goddess大合議判決により、**新規なポイントテスト**が廃止され、Gorham最高裁判決において示された**通常の観察者テスト**により意匠権侵害を判断すべきであることが判示された。ただし、侵害判断の際に先行意匠が存在する場合には、その先行意匠を考慮すべきであることも示された。つまり意匠権侵害の判断は、あくまで**通常の観察者テスト**によりなされるべきであることが明確にされたが、侵害判断の際に、個別のテストとしてではないものの先行意匠を考慮すべきであることが確認されたといえよう。

Egyptian Goddess大合議判決の後は、基本的に、この判決で示された手法により意匠権侵害の判断がなされて

いるが、例えば2010年のRichardson判決では、先行意匠に精通している通常の観察者の視点で侵害判断がなされ、2015年のEthicon Endo-Surgery判決では、意匠特許を構成する要素の機能的側面を、ある概念レベルで除外した後の全体的な装飾的特徴を考慮すべきであることが示され、2023年のColumbia Sportswear判決では、意匠特許クレームの範囲がクレームで特定された物品に限定されることから、比較対象としての先行意匠の範囲も同様に限定されるべきであることが示された。また被疑侵害品の意匠に被疑侵害者のロゴが含まれている場合の考慮事項も示された。このようにEgyptian Goddess大合議判決において示された侵害判断手法の基本的な考え方は維持しつつ、事案に応じて様々な解釈を付加しながらCAFCは意匠権侵害の成否を判断している。今後もこの傾向は続くことが予想されるので、今後の様々な判決の動向を注視したい。

以上

(注)

- (1) *Gorham Co. v. White*, 81 U.S. 511 (1871).
- (2) *Litton Systems, Inc. v. Whirlpool Corp.*, 728 F.2d 1423 (Fed. Cir. 1984)
- (3) *Egyptian Goddess Inc. v. Swisa Inc.*, 543 F.3d 665 (Fed. Cir. 2008)
- (4) 本稿では、“prior art”の訳語として「先行意匠」という用語を選択する場合と、実用特許の分野で一般に用いられる「先行技術」という訳語を選択する場合との双方がある。なお“art”という用語の辞書的な意味としては、例えば“the expression or application of human creative skill and imagination, typically in a visual form such as painting or sculpture, producing works to be appreciated primarily for their beauty or emotional power.”があることから、“prior art”の意味内容としては、「以前から存在していた、人間による創作物」と解釈することもできるであろう。
- (5) 6 Chancery Appeal Cases, Law Reports, 418
- (6) *Smith v Whitman Saddle Co.*, 148 U.S. 674 (1893)
- (7) *Applied Arts Corp. v. Grand Rapids Metalcraft Corp.*, 67 F.2d 428 (6th Cir. 1933).
- (8) 例えばPerry J. Saidman “What Is the Point of the Point of Novelty Test for Design Patent Infringement – Nail Buffers and Saddles: An Analysis Fit for an Egyptian Goddess” 90 J. Pat. & Trademark Off. Soc’y 401 (2008) 403頁参照。
- (9) *Sears, Roebuck Co. v. Talge*, 140 F.2d 395 (8th Cir. 1944)
- (10) *Horwitt v. Longines Wittnauer Watch Co.*, 388 F. Supp. 1257 (S.D.N.Y. 1975)
- (11) *Medtronic, Inc. v. Cardiac Pacemakers, Inc.*, 721 F.2d 1563 (Fed. Cir. 1983)
- (12) *Carman Industries, Inc. v. Wahl*, 724 F.2d 932 (Fed. Cir. 1983)
- (13) *In re Gulack*, 703 F.2d 1381 (Fed. Cir. 1983)
- (14) *Goodyear Tire Rubber Co. v. Hercules Tire Rubber Co.*, 162 F.3d 1113 (Fed. Cir. 1998)
- (15) Egyptian Goddess大合議判決では、Litton Systems判決について、“For a design patent to be infringed ... no matter how similar two items look, “the accused device must appropriate the novelty in the patented device which distinguishes it from the prior art.” That is, even though the court compares two items through the eyes of the ordinary observer, it must nevertheless, to find infringement, attribute their similarity to the novelty which distinguishes the patented device from the prior art. Litton Systems, 728 F.2d at 1444 (citations omitted). After identifying the combination of features in the design that it considered novel, the court in Litton Systems held that the accused design had none of those features and therefore did not infringe. Id.” という内容が引用されている。
- (16) *Bernhardt, L.L.C. v. Collezione Europa USA, Inc.*, 386 F.3d 1371 (Fed. Cir. 2004)
- (17) *Contessa Food Prods., Inc. v. Conagra, Inc.*, 282 F.3d 1370 (Fed. Cir. 2002)
- (18) *Unidynamics Corp. v. Automatic Prods. Int’l, Inc.*, 157 F.3d 1311 (Fed. Cir. 1998)
- (19) *Oakley, Inc. v. Int’l Tropic-Cal., Inc.*, 923 F.2d 167 (Fed. Cir. 1991)
- (20) *Avia Group Int’l, Inc. v. L.A. Gear Cal., Inc.*, 853 F.2d 1557 (Fed. Cir. 1988)
- (21) *L.A. Gear, Inc. v. Thorn McAn Shoe Co.*, 988 F.2d 1117 (Fed. Cir. 1993)
- (22) *Shelcore, Inc. v. Durham Indus., Inc.*, 745 F.2d 621 (Fed. Cir. 1984)
- (23) *Sun Hill Indus., Inc. v. Easter Unlimited, Inc.*, 48 F.3d 1193 (Fed. Cir. 1995)
- (24) *Compare Lawman Armor Corp. v. Winner Int’l, LLC*, 449 F.3d 1190 (Fed. Cir. 2006) (supplemental opinion on petition for rehearing), with *Lawman Armor Corp. v. Winner Int’l, LLC*, 449 F.3d 1192 (Fed. Cir. 2006)
- (25) *Bevin Brothers Manufacturing Co. v. Starr Brothers Bell Co.*, 114 F. 362 (C.C.D.Conn. 1902)
- (26) *Zidell v. Dexter*, 262 F. 145 (9th Cir. 1920)

- (27) *Applied Arts Corp. v. Grand Rapids Metalcraft Corp.*, 67 F.2d 428 (6th Cir. 1933)
- (28) *Elmer v. ICC Fabricating, Inc.*, 67 F.3d 1571 (Fed. Cir., 1995)
- (29) *Richardson v. Stanley Works, Inc.*, 597 F.3d 1288 (Fed. Cir. 2010)
- (30) *Crocs v. Int'l Trade Com'n* 598 F.3d 1294 (Fed. Cir. 2010)
- (31) *Amini Innovation Corp. v. Anthony Cal., Inc.*, 439 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2006)
- (32) *Ethicon Endo-Surgery, Inc. v. Covidien, Inc.*, 796 F.3d 1312 (Fed. Cir. 2015)
- (33) *PHG Technologies v. St. John Companies*, 469 F.3d 1361 (Fed. Cir. 2006)
- (34) *Columbia Sportswear N. Am., Inc. v. Seirus Innovative Accessories*, 80 F.4th 1363 (Fed. Cir. 2023)
- (35) *Columbia Sportswear N. Am., Inc. v. Seirus Innovative Accessories*, 202 F. Supp. 3d 1186, 1189 (D. Or. 2016)
- (36) *L.A. Gear, Inc. v. Thom McAn Shoe Co.*, 988 F.2d 1117 (Fed. Cir. 1993)
- (37) *Braun Inc. v. Dynamics Corp. of Am.*, 975 F.2d 815 (Fed. Cir. 1992)

(原稿受領 2025.1.13)